

公益社団法人日本パブリックゴルフ協会ホームページ・バナー広告募集要綱

1. 募集広告について

(1) 広告掲載ページ

公益社団法人日本パブリックゴルフ協会ホームページトップページ左下部
※掲載位置の指定はできません。レイアウト変更などにより、掲載位置が変更される場合があります。

(2) 募集枠数

全3枠
※先着順にて受付します。

(3) 広告掲載料

1枠当たり10,000円／月(税別)
※広告掲載料は一括前納となります。

(4) 掲載期間

最大1年間(1ヶ月単位)
※掲載開始日は各月の初日から1年間とします。

(5) 規格

- ①サイズ 縦43ピクセル×横171ピクセル
- ②形式 GIF(アニメ不可、透過GIF不可)・JPEG
- ③データ容量 8KB以下
- ④その他
次の表記は使用しないでください。
(ア) 画像のスライス(分割)不可
(イ) 「×」「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
(ウ) アラートマーク(「警告」「注意」などあたかも警告を発しているかのような誤解を与えるもの)
(エ) ラジオボタン(選択できるような誤解を与えるもの)
(オ) テキストボックス(入力できるような誤解を与えるもの)
(カ) プルダウンメニュー(下に選択肢があるような誤解を与えるもの)
※広告用データの制作費は申込者で負担してください。

(6) 掲載基準

- 次の内容に関する広告掲載はできません。
- ①法令等に違反するもの、またはそのおそれがあるもの
 - ②公序良俗に反するもの、またはそのおそれがあるもの
 - ③人権侵害となるもの
 - ④政治性、または宗教性のあるもの
 - ⑤射幸心をあおるもの
 - ⑥名刺広告
 - ⑦風俗業・貸金業・たばこ産業に関するもの
 - ⑧その他、広告掲載が不相当であると認めるもの

2. 申込みについて

(1) 応募方法

次の必要書類を下記の申込み先まで送付してください。

- ①公益社団法人日本パブリックゴルフ協会ホームページ・バナー広告申込書
- ②バナー広告のイメージ案
- ③指定するリンク先のウェブサイトの内容がわかる資料など
- ④事業概要がわかるパンフレットなど

※広告代理店などが別の企業・団体等の広告を掲載する場合は両者の事業概要を提出してください。

(2) 申込み期限

希望する掲載開始日の1ヶ月前まで

(3) 申込み先

〒104-0042 東京都中央区入船2-10-8 オーク入船ビル4階

公益社団法人日本パブリックゴルフ協会 バナー広告掲載係

TEL:03(6280)3324 FAX:03(6280)3325

※申込み期限までに必着で送付してください。

※持参も可です。

3. 掲載手続きについて

(1) 掲載手続きの流れ

- ①広告内容を審査の上、掲載可否を決定し、結果を通知します。
- ②バナー広告掲載契約書に必要事項を記入・押印し、原則として掲載開始日の7日前までに提出してください。
- ③原則として掲載開始日の7日前までに広告掲載料を支払ってください。
- ④原則として掲載開始日の7日前までに広告用データを提出してください。
- ⑤原則として掲載開始日の正午までに広告用データを掲載します。

4. その他

(1) 広告内容等の変更

次のいずれかに該当する場合は速やかに届け出てください。

- ①広告を差し替えるとき
- ②リンク先ウェブサイトのアドレスを変更するとき
- ③リンク先ウェブサイトの内容を大幅に変更するとき
- ④広告の内容等がこの要綱に抵触することとなったとき

(2) 広告掲載の取り消し

次のいずれかに該当する場合は申込者に催告等することなく広告掲載を取り消すことがあります。

- ①指定した期日までに広告掲載料が支払われない場合
- ②指定した期日までに広告用データが提出されない場合
- ③指定した期日までに広告用データの修正をしない場合
- ④この要綱に抵触すると判断した場合
- ⑤その他、広告掲載を適切でないと判断した場合

(3) 広告掲載の取り下げ

申込者は自己の都合により広告掲載を取り下げることができます。

(4) 広告掲載料の返還

- ①上記(2)、(3)に該当する場合でも、支払われた広告掲載料は返還しません。
なお、その時点で広告掲載料が支払われていない場合は速やかに支払ってください。
- ②申込者の責に帰さない理由により、広告掲載をしなかった期間が1月以上である場合は、広告掲載をしなかった月以降の納付済み月額総額の総額を返還します。
返還金に利子は付しません。
- ③上記②に該当する場合でも、次のいずれかの理由により、広告掲載が行われなかった場合は、広告掲載料の返還はしません。
 - (ア)機器等の保守、または工事を行う場合
 - (イ)天変地変その他の非常事態が発生した場合
 - (ウ)その他公益上やむを得ない場合

5. 問い合わせ先

公益社団法人日本パブリックゴルフ協会・バナー広告掲載係
TEL:03(6280)3324 FAX:03(6280)3325